

1. 事業の必要性・概要

動物愛護管理法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発、動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討、必要な施策の実施等を行うものである。

平成25年に施行された改正動物愛護管理法（以下「改正法」という。）の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く普及啓発を図るとともに、改正法の附則における検討事項（幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等）について、必要な調査及び検討を行う。

なお、基本指針では、平成35年度までに犬猫の引取り数を平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指すとともに、殺処分率の更なる減少、所有明示率の倍増等の目標が定められており、その達成に向けて各施策を推進する必要がある。特に、本年6月に公表した「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえ、各自治体における引取り数、殺処分数の大幅な削減に向けた取り組みを推進していく。

このように、改正法や基本方針等に基づき、人と動物が共生する社会の実現に向けて、取り組みを推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

- （1）改正法や、基本指針等を踏まえ、それらが適正に運用され、その施策が推進されるよう、自治体職員や動物愛護推進員等を対象とした研修会等を開催する。また、シンポジウム等の開催やパンフレットの作成・配布等の総合的な普及啓発等を行う。
- （2）改正法等の見直しを踏まえ、特定動物指導マニュアル等に関する調査及び検討を行い、各種基準、ガイドライン等の作成を行う。
- （3）改正法の附則に基づき、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等を行う。
- （4）基本指針等を踏まえ、引取り数や殺処分率の大幅な削減、返還譲渡数の大幅な増加を図るため、モデル都市事業を実施、評価し、ガイドライン等の作成を行う。

3. 施策の効果

- (1) 動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- (2) 改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

背景

◆動物愛護管理法

・平成25年9月に改正法が施行され、改正法の附則において必要な措置を講じることとされており、検討が必要

・合わせて改正された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す



事業計画

動物愛護管理法附則等に基づく
調査・検討等 【84百万円】

- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査
- 適正譲渡講習会等の開催及び人材育成
- 各種基準、ガイドライン等の作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布等による総合的な普及啓発



人と動物の共生する社会の実現推進事業
【50百万円】

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえた、犬猫の引取り数の大幅な削減、引き取った犬猫の所有者への返還と適正譲渡等の推進

- 優良事例の収集、モデル事業の実施
- モデル事業の評価、ガイドライン等の作成
- 犬猫の適正飼養に関する普及啓発・教育活動